

大阪広域水道企業団浄水場長等の職にある職員に事務を委任する規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 重要なものを除き、工業用水道事業にかかる料金の減免の決定に関する事務を水道事業所長に委任することとします。
- 2 この規程は、平成30年4月1日から施行します。